



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

94.6.30 No. 4017

「基準」転配の場その 限りの

JR総連優遇人事で団交(6/20)

既報のとおり、千葉支社当局は、五月十八日付で士職七名の異動を行なった。今回の異動は、JR総連の組合員を中心とした異動であったが、この間勤労千葉の組合員をたて続けに転配したときには、一切考慮されることとなかった「通勤距離」や「希望」どおりの異動であった。

さらには、勤労千葉組合員の転配にあたって、当局自身が主張した「職場の活性化のために、5年以上在席している者は異動する」「基本的な考え方としては、職場の活性化のために、在席年限の永い者から異動を行なう」という「基準」すら一切覆し、今回の異動の対象となった

のは、昨年三月に運転士になつたばかりの二名をはじめ、ほとんどが在席期間の短い者ばかりであった。

結局千葉支社は、二枚舌・三枚舌を使って、勤労千葉の組合員は通勤距離等を無視して強制転配し、JR総連の組合員は、通勤距離や希望どおりの転配を行なうという露骨な差別を行なっているのである。

本部は、こうした事態に対し、「異動の毎に恣意的な基準をたてて、人事を組合差別に利用するがごとき労務政策は、断じて容認できない」と申し入れを行なった。

人事まで組合差別

組合差別直ちに止めよ

この申し入れに関する団体交渉は、六月二〇日に行なわれたが、そこでの回答は、断じて容認することのできぬものであった。例えば次のとおりである。

組 銚子と千葉転の差し替え人事は、どのような基準で行なったのか。

当 銚子運転区は、この間士職の養成区としての位置づけをもつことになったので、新任の運転士を養成できる者を異動させた。

組 新任の運転士を養成できる者を異動したなどというが、今回千葉転から銚子に異動させたのは、五七年探の予科生ではないか。土職のなかでは最も経験の少ない若手ではないか。言っていることが矛盾している。

当 土職の養成は車掌からというコースになつているので、車掌経験者を異動させた。すぐに見習いを指導でき、ということよりも、将来的に考えている。

組 言っていることが何ひとつ一貫していないではないか。

当 いや、車掌を経験していれば、見習いがきたときに相談にのることもできるという意味だ。

養成区となる可能性もあるので、車掌経験者ということでも考えた。また、若い者に多線区をもつ職場を経験させたいという意味もある。

組 「職場の活性化」ということも、養成区の考え方も、この間会社側自身が言ってきたことは全く違う考え方ではないか。

当 在席一年で異動をかけるのなら、何故、勝浦・館山と千葉転の間で、通勤が困難になるような差し違えの異動をかける必要があったのか。

組 異動は個々のケースによって色々異なる。

組 京葉から千葉転への異動の基準は、どのようなことか。

当 在席一、二年の者を除いて車掌経験者ということを選んだ。

組 習志野から千葉転に異動した者のうち二名は、土職になつてわずか一年しか経っていない者ではないか。この間当局自身が主張してきた基準とは全く相反するものだ。一体どういうことか。

当 受け入れ側の職場の活性化を考え、車掌経験者で若い者を選んだ。千葉転も将来的に

組 そんなことを言いはじめたら、「選任の基準」など全く無いに等しいと言ふことではないか。そんな「基準」ならば、どんな異動をやっても理由はいくらでもつけることができる。要するに恣意的に差別人事をやっているということだ。人事にまで組合差別を持ち込むような労務政策は、直ちに中止せよ。

7/3 北富士闘争
千葉労組交
流センター総会

7/10 団地ろ網
結大会